

議案第 49 号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 15 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例

(市川市手数料条例の一部改正)

第 1 条 市川市手数料条例(平成 11 年条例第 40 号)の一部を次のように改
正する。

別表宅地造成等規制法関係手数料の表中「宅地造成等規制法関係手数料」
を「宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料」に改める。

(市川市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正)

第 2 条 市川市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例(平成 16 年条例第 12
号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」
に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

理 由

宅地造成等規制法の改正に伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。